

令和8年度滋賀の戦略的県外 PR 事業業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の趣旨

この要領は、滋賀の戦略的県外PR事業業務の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

2. 業務の概要

- (1)業務の名称:滋賀の戦略的県外 PR 事業業務
- (2)業務の内容等:滋賀の戦略的県外 PR 事業業務委託仕様書のとおり
- (3)委託期間:契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4)予定価格:20,394,000円(消費税および地方消費税(10%)を含む)

3. 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2)滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3)滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4)滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】大分類:役務 中分類:広告

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。
ただし、この場合には、この公告に係る手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

4. プロポーザル説明会

説明会は実施しない。

5. 質問および回答

- (1)質問票提出期限

令和8年4月24日(金)午後3時まで

- (2)質問方法

質問は電子メール(様式問わず)で受け付ける。なお、送信後は、必ず電話にて電子メールの到着を確認

認すること。

電話または口頭による質問は受け付けない。

(3)提出先:「6.担当部署」まで

(4)質問に対する回答

各事業者からの質問を全てまとめて、令和8年4月28日(火)を目途に質問票の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページ上で回答する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/koho/>

6. 担当部署

滋賀県知事公室広報課広報戦略係 大津市京町四丁目1番1号

電話番号 077-528-3043 メールアドレス koho@pref.shiga.lg.jp

7. 応募方法

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、事前の参加申込みは不要であるが、次の提出書類(参加申請書、企画提案書、経費見積書、営業経歴書、メディアリレーション調書)を、以下の期限までに所定の場所まで提出すること。(企画提案書については、別紙1「滋賀の戦略的県外 PR 事業業務委託 企画提案書作成要領」に基づき、任意の様式にて各者1案を作成すること)

(1)提出期限:令和8年5月1日(金)午後3時まで

(2)提出方法:持参(平日の午前9時から午後5時まで、提出期限日は午後3時まで)または郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着)すること。(期限に遅れた場合はいかなる場合も失格とする。)

(3)提出先:上記「6. 担当部署」まで

8. 審査

(1)審査概要

滋賀県知事公室広報課が設置する審査会(当課および関係課の委員3名)において、提出された企画案に基づき審査を行う。

(2)審査基準

評価項目	着 眼 点	評価点
1.企画力	効果的なPRが期待できるか(滋賀県の特徴を踏まえたターゲットとテーマ、媒体等の組合せが提案されているか)。	20点
2. インターネットを使ったニュース配信	テーマ選定や配信の考え方は適切で効果的な発信が見込めるか。	15点

3.メディアリレーション	露出が期待できる魅力的なテレビ番組が提案され、放送内容は適切か。掲載が期待できる雑誌もしくはWeb媒体(SNS媒体を含む)が提案され内容がターゲット層に合っているか。	10点
	仕様書4(2)に基づく各媒体への露出・PR件数の数量が多く提案されているか。	10点
4. 職員の広報力向上・広報活動支援	広報の専門知識のない職員向けの広報力向上施策になっているか。仕様書4(4)に基づく提案は、今後の戦略的な広報活動に活用可能な内容となっているか。	10点
5. 実現度	実施方法が具体的かつ実現可能なものとなっているか。	10点
6. 実施体制	スタッフの人員配置や実績が適正かつ効果的な事業実施が期待できるものとなっているか。また、スタッフの役割分担は明確か。	9点
7. 経済性	見積価格は適正であるか。 <p style="margin-left: 40px;"> 予定価格の80%未満 …評価点の満点 予定価格の80%以上85%未満…評価点の満点の80%の点 予定価格の85%以上90%未満…評価点の満点の60%の点 予定価格の90%以上95%未満…評価点の満点の40%の点 予定価格の95%以上 …評価点の満点の10%の点 </p>	10点
8. 県内に本社を有する事業所か。		1点
9. 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1点
10. 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。		1点
11. 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。		1点
12. 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1点
13. 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、		1点

財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録	
③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録	
④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	
合計	100点

(3)プレゼンテーション審査会の日時・場所

令和8年5月8日(金) 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)会議室 予定
 詳細な時間、場所等は、参加事業者に別途通知する。

9. 契約予定者の決定方法

審査会で審査基準に基づき審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高い者を本業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割以上の者に限る。

審査結果は、審査会開催日から1週間以内に、参加者全員に書面により通知する。ただし、採用が決定した者が途中で業務を遂行することができなくなった場合、あるいは業務を行う能力がないと認められた場合は、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。

10. その他

- (1)資格要件およびプロポーザル提出作品の仕様を満たしていないと認められる場合は、失格となる場合がある。
- (2)契約の相手方として選定した後であっても、次の要件のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがある。
 - ア 応募者が「3. 参加資格」の要件を満たすと偽った場合または参加資格を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- (3)公正な審査を妨害する恐れがあるあらゆる行為を禁止する。
- (4)プロポーザルの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (5)提出された書類は返却しない。
- (6)企画提案書等の提出後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (7)本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (8)本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、県に承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9)受託者は、委託者から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに県に報告を行うものとする。
- (10)本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。
- (11)提案内容の修正等

本提案書は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容、経費等については、再

度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。